

水道メーターの検針は2カ月に1回で、お客さまによって奇数月の場合と偶数月の場合があります。

今回の改定では、下表のとおり5月の検針分から新料金となります。

	2月	3月	4月	5月	6月
奇数月検針のお客さま	検針				
	旧料金	旧料金	新料金	新料金	新料金
偶数月検針のお客さま	検針				
	旧料金		新料金		

ただし、平成26年4月1日以降に新たに水道を使用されるお客さまは、4月分から新料金となります。